

令和7年3月26日

空き家・空き地を活用するまちなか再生事業案を募集

– 市街地再生に民官連携体制で取り組みます –

燕市は、まちなかの再生を目的に、空き家・空き地の利活用や一定の事業面積を持つことなどを条件とした、持続可能なまちづくり事業案の募集を4月1日から開始します。事業案の募集は、令和3年度に採択した「クロスロード宮町」に続き2回目です。今回募集する事業案は、秋頃に開催予定の審査会で審査し、採択後は令和8年度以降のハード整備着手を目指し、民官連携体制にて事業を進めます。

【燕市中心市街地再生モデル事業の募集概要】

1. 募集期間：4月1日（火）～8月15日（金）※R7年秋に審査・採択予定



2. 対象団体：次の要件にすべて当てはまる団体とします。

- ① まちづくりを目的とする法人（設立予定含む）であること
- ② 5人以上の共同実施体制があること
- ③ まちづくりを行うことに意欲的であり、まちづくり活動の実績を持つこと
- ④ 特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと
- ⑤ その他、補助金の交付を受けることが不適当であると認められる団体でないこと

3. 対象事業：次の要件にすべて当てはまるものとします。

- ① 事業区域が3,000m²以上で、9割が都市機能誘導区域内に含まれること
- ② 計画内の不動産所有権等を持つ者から事業実施について同意がとれていること
- ③ 3以上の空き家・空き地を活用又は除却を予定されていること
- ④ 整備後の事業区域内で自立性の高いソフト事業を計画されていること
- ⑤ 周辺を含めた事業区域における将来ビジョンを示すこと
- ⑥ 計画段階、整備後において市民が参画できる体制で実施されること

4. 対象経費：建物の改修や新築、共用施設の整備などハード整備に関する経費

※ ソフト事業は計画することが条件ですが、当事業では補助対象となりません。

5. 補助額：対象事業費の2分の1、上限5,000万円



◀募集要項
申請書類はこちら

6. 応募方法：①申請書類を都市計画課へ直接持参

②上記に加え、データをメール提出（送付先：akiya@city.tsubame.lg.jp）



本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 都市計画課：船越

電話：0256-77-8264（直通）